

生田哲郎◎弁護士・弁理士／森本 晋◎弁護士

「自炊」代行サービスを著作権侵害と判断した事例

[東京地方裁判所 平成25年9月30日判決 平成24年(ワ)第33525号]

1. 本判決の意義

「自炊」とは、イメージスキャナー等を使って所有する書籍等をデジタルデータに変換する行為を指す俗語です(データを「自ら吸い込む」ことが語源といわれている)。

スマートフォンやタブレット端末の普及に伴い、「自己の蔵書を紙ではなく電子データとして保管したい」という消費者のニーズを背景に、利用者から送付された書籍をスキャナーで読み取って電子ファイルを作成し、その電子ファイルを利用者に納入する、いわゆる自炊代行業者が生まれ、2011年ごろには100社を超えていたといわれています。

本判決は、自炊代行業者の行為が著作権(複製権)侵害に該当するかという論点について、裁判所の判断が示された初めてのケースです。

2. 本件の事案

本件は、小説家・漫画家・漫画原作者である原告らが、被告らは、利用者から電子ファイル化の依頼があった書籍について、権利者の許諾を受けることなく、スキャナーで書籍を読み取って電子ファイルを作成し、これを利用者に納品しているところ、注文を受けた書籍

には、原告らが著作権を有する作品が含まれる蓋然性が高いなどとして、被告らの行為により原告らの著作権(複製権)が侵害されるおそれがあるなどと主張し、被告らの行為の差し止めと、損害賠償(弁護士費用相当額として原告1名当たり21万円)を求めた事案です。

裁判所は、下記3のとおり判示して、差止請求を認容し、損害賠償請求を一部認容(原告1名当たり10万円)しました(控訴)。

3. 裁判所の判断(見出し、下線は筆者)

(1) 被告らは複製の主体か

「著作権法2条1項15号は、『複製』について、『印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製すること』と定義している。

この有形的再製を実現するために、複数の段階からなる一連の行為が行われる場合があり、そのような場合には、有形的結果の発生に参与した複数の者のうち、誰を複製の主体とみるかという問題が生じる。

この問題については、複製の実現における枢要な行為をした者は誰かという見地から検討するのが相当であり、枢要な行為及びその主体については、

個々の事案において、複製の対象、方法、複製物への関与の内容、程度等の諸要素を考慮して判断するのが相当である[最高裁平成21年(受)第788号同23年1月20日第一小法廷判決・民集65巻1号399頁参照]。

本件における複製は、上記(1)ア及びイで認定したとおり、①利用者が法人被告らに書籍の電子ファイル化を申し込む、②利用者は、法人被告らに書籍を送付する、③法人被告らは、書籍をスキャンしやすいように裁断する、④法人被告らは、裁断した書籍を法人被告らが管理するスキャナーで読み込み電子ファイル化する、⑤完成した電子ファイルを利用者がインターネットにより電子ファイルのままダウンロードするか又はDVD等の媒体に記録されたものとして受領するという一連の経過によって実現される。

この一連の経過において、複製の対象は利用者が保有する書籍であり、複製の方法は、書籍に印刷された文字、図画を法人被告らが管理するスキャナーで読み込んで電子ファイル化するというものである。電子ファイル化により有形的再製が完成するまでの利用者と法人被告らの関与の内容、程度等をみると、

複製の対象となる書籍を法人被告らに送付するのは利用者であるが、その後の書籍の電子ファイル化という作業に関与しているのは専ら法人被告らであり、利用者は同作業には全く関与していない。

以上のとおり、本件における複製は、書籍を電子ファイル化するという点に特色があり、電子ファイル化の作業が複製における重要な行為というべきであるところ、その重要な行為をしているのは、法人被告らであって、利用者ではない。

したがって、法人被告らを複製の主体と認めるのが相当である]

(2) 著作権法30条1項（私的使用のための複製）との関係

「この点について、被告サンドリームらは、著作権法30条1項の適用を主張する際において、被告サンドリームは、使用者のために、その者の指示に従い、補助的な立場で電子データ化を行っているにすぎないとし、また、被告ドライバレッジらは、同項の『使用する者が複製する』の解釈について、『複製』に向けての因果の流れを開始し、支配している者が複製の主体と判断されるべきであるし、複製の自由が書籍の所有権に由来するものであることに照らしても、書籍の所有者が複製の主体であると判断すべきであると主張する。

著作権法30条1項は、複製の主体が利用者であるとして利用者が被告とされるとき又は事業者が間接侵害者若しくは教唆・幫助者として被告とされるときに、利用者側の抗弁として、その適用が問題となるものと解されるところ、本件においては、複製の主体は事業者であるとされているのであるから、同項の適用が問題となるものでは

ない。もっとも、被告らの主張は、利用者を複製の主体とみるべき事情として主張しているものとも解されるので、この点について検討する。

確かに、法人被告らは、利用者からの発注を受けて書籍を電子ファイル化し、これを利用者に納品するのであるから、利用者が因果の流れを支配しているようにもみえる。

しかし、本件において、書籍を電子ファイル化するに当たっては、書籍を裁断し、裁断した頁をスキャナーで読み取り、電子ファイル化したデータを点検する等の作業が必要となるのであって、一般の書籍購読者が自ら、これらの設備を準備し、具体的な作業をすることは、設備の費用負担や労力・技術の面において困難を伴うものと考えられる。

このような電子ファイル化における作業の具体的内容を見るならば、抽象的には利用者が因果の流れを支配しているようにみえるとしても、有形的複製の中核をなす電子ファイル化の作業は法人被告らの管理下にあるとみられるのであって、複製における重要な行為を法人被告らが行っているとのみのが相当である。

また、被告らは、法人被告らが補助者にすぎないと主張する。利用者がその手足として他の者を利用して複製を行う場合に、『その使用する者が複製する』と評価できる場合もあるであろうが、そのためには、具体的事情の下において、手足とされるものの行為が複製のための重要な行為であって、その重要な行為が利用者の管理下にあるとみられることが必要である。本件においては、上記のとおり、法人被告らは利用者の手足とし

て利用者の管理下で複製しているともみることができないのであるから、利用者が法人被告らを手足として自ら複製を行ったものと評価することはできない]

(3) 複製物の数が増加しない場合も「複製」に当たるか

「さらに、被告ドライバレッジらは、『複製』といえるためには、オリジナル又は複製物に格納された情報を格納する媒体を有形的に再製することに加え、当該再製行為により複製物の数を増加させることが必要であり、言い換えれば、『有形的再製』に伴い、その対象であるオリジナル又は複製物が廃棄される場合には、当該再製行為により複製物の数が増加しないのであるから、当該『有形的再製』は『複製』には該当しない旨主張する。

しかし、著作権法21条は、『著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。』と規定し、著作権者が著作物を複製する排他的な権利を有することを定めている。その趣旨は、複製(有形的再製)によって著作物の複製物が作成されると、これが反復して利用される可能性・蓋然性があるから、著作物の複製(有形的再製)それ自体を著作権者の排他的な権利としたものと解される。

そうすると、著作権法上の『複製』は、有形的再製それ自体をいうのであり、有形的再製後の著作物及び複製物の個数によって複製の有無が左右されるものではないから、被告ドライバレッジらの主張は採用できない]

(4) 被告らの行為は利用者による複製の補助にすぎないか

「被告らは、法人被告らのスキャンングについて、そのスキャン事業の利

用者が複製の主体であって、法人被告らはそれを補助したものであるから、著作権法30条1項の私的使用のための複製の補助として、法人被告ら行為は適法である旨主張する。

しかし、上記(2)のとおり、本件において著作権法30条1項の適用は問題とされないし、また、本件における書籍の複製の主体は法人被告らであって利用者ではないから、被告らの主張は事実関係においてもその前提を欠いている。

したがって、被告らの主張は理由がない]

(5) 権利の濫用に当たるか

「被告サンドリームらは、本件は、法的に見ても、社会的に見ても、評価や将来の制度設計について多様な意見があり得る問題といえるなどとして、仮にスキャン代行が私的使用に該当しないと判断される場合であっても、権利の濫用に該当する旨主張する。

しかしながら、被告サンドリームらの主張によっても権利の濫用に該当する事情は見当たらないし、上記(1)において認定した事実に加え、本件記録を精査しても、同様に権利の濫用に該当する事情は見当たらないから、被告サンドリームらの主張は理由がない]

4. 考察

(1) 複製主体論について

本判決は、ロクラクⅡ事件最高裁判決を参照しつつ、「複製の実現における重要な行為をした者」が複製主体であり、重要な行為であるか否かは「複製の対象、方法、複製物への関与の内容、程度等の諸要素を考慮して」定めるとの規範を定立し、本件の「重要な行為」はスキャ

ニングによる電子ファイル化行為であるから、これを行っている自炊代行業者が複製の主体であると判断しています。

本件では、物理的な複製行為の全過程を自炊代行業者が自ら行っているため、利用者を複製主体であると評価すべき特段の事情がない限り、自炊代行業者を複製主体とした本判決の結論に至ることは避け難いように思われます。

なお、直接に物理的複製行為を行いさえしなければ複製主体に該当しないこととなるわけではなく、直接に物理的な著作物の複製行為を行っていない被疑侵害者が、複製の実現における「重要な行為」をしたことを理由に複製主体とされることもあること（前記ロクラクⅡ事件）には注意が必要です。

複製の主体を自炊代行業者と解した場合には、著作権法30条1項の「その使用する者が複製する」に該当せず、同条項の適用の余地はないこととなります〔本判決の後に下された東京地判平成25年10月30日（最高裁HP）も参照〕。

なお、複製の主体を自炊代行業者と解すれば、自炊代行業者には私的使用目的がありませんから、著作権法30条1項の適用の余地はないこととなります。

(2) 被告らの反論について

被告らは、スキャニングは利用者の指示に基づいて行われるもので、利用者が因果の流れを支配している、または、被告らの行為は利用者の複製行為の補

助である、「手足」にすぎないと反論しましたが裁判所はいずれも排斥しました。

利用者との契約の下に対価を得て電子ファイル化を行っている被告らについて、補助者あるいは手足であると評価することは困難であり、裁判所の判断は妥当と考えられます。

また、裁判所は、著作権法にいう「複製」に該当するためには複製物の個数が増加する必要がある（複製物の個数が増えなければ著作権者には実害がない）という被告の主張や、権利濫用の主張も排斥しました。これら判示に対しては、ビジネス促進の観点から批判もありますが、現行著作権法の解釈としてはやむを得ないと思われま

(3) 本判決の射程

本判決は、本件事例に限った判断です。したがって、自炊関連サービスの中でも、以下の形態については本判決の射程は及ばないことに注意を要します。

- ① 業者がスキャナーを設置している場所に利用者が自己所有書籍を持参して赴き、自らスキャンして電子ファイルを持ち帰る形態
- ② 業者から書籍の貸し出しを受けて、業者が設置したスキャナーで利用者自らがスキャンして電子ファイルを持ち帰る形態

(いずれも適法とする見解として島並良「書籍の『自炊』」(「法学教室」2011年3月号 有斐閣)。ただし、②については違法説も有力)

いくた てつお

1972年東京工業大学大学院修士課程修了。技術者としてメーカーに入社。82年弁護士・弁理士登録後、もっぱら、国内外の侵害訴訟、ライセンス契約、特許・商標出願等の知財業務に従事。この間、米国の法律事務所勤務し、独国マックス・プランク特許法研究所に在籍。

もりもと しん

東京大学法学部卒業。生田名越高橋法律特許事務所にて、侵害訴訟等の知的財産権法務、システム関連契約案件等に従事。日本弁理士会特定侵害訴訟代理業務能力担保研修講師。